

一般財団法人大阪建築防災センター  
建築物エネルギー消費性能適合性判定業務規程

制定年月日 平成 29 年 4 月 1 日  
最終改定年月日 令和 8 年 3 月 6 日  
番号 OE-01 号

目次

第 1 章 総則

- 第 1 条（趣旨）
- 第 2 条（基本方針）
- 第 3 条（判定の業務を行う時間及び休日）
- 第 4 条（事務所の所在地）
- 第 5 条（判定の業務を行う区域）
- 第 6 条（判定の業務を行う建築物の区分の範囲）

第 2 章 判定の業務の実施の方法

- 第 7 条（建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等）
- 第 8 条（建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の引受け及び契約）
- 第 9 条（判定の実施方法）
- 第 10 条（建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の取下げ）
- 第 11 条（適合判定通知書の交付等）

第 3 章 適合性判定員等

- 第 12 条（適合性判定員の選任）
- 第 13 条（適合性判定員の解任）
- 第 14 条（適合性判定員の配置）
- 第 15 条（適合性判定員の教育）
- 第 16 条（判定の業務の実施及び管理の体制）
- 第 17 条（秘密保持義務）

第 4 章 判定料金等

- 第 18 条（判定料金の納入）
- 第 19 条（判定料金を減額するための要件）
- 第 20 条（判定料金を増額するための要件）
- 第 21 条（判定料金の返還）

## 第5章 雑則

第22条（登録の区域等の掲示等）

第23条（判定業務規程の公開）

第24条（財務諸表等の備付け）

第25条（財務諸表等に係る閲覧の請求）

第26条（帳簿及び書類の保存期間）

第27条（帳簿及び書類の保存及び管理の方法）

第28条（軽微変更該当証明に係る帳簿の備付け等）

第29条（電子情報処理組織に係る情報の保護）

第30条（判定の業務に関する公正の確保）

第31条（損害賠償保険への加入）

第32条（事前相談）

## 附則

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この判定業務規程（以下「規程」という。）は、一般財団法人大阪建築防災センター（以下「この法人」という。）が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関として行う法第11条第1項及び第2項並びに法第12条第2項及び第3項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「施行規則」という。）第13条に規定する軽微な変更に該当していることを証する書面（以下「軽微変更該当証明書」という。）の交付（以下単に「判定」という。）の業務の実施について、法第45条第1項の規定により必要な事項を定めるものである。

### (基本方針)

第2条 判定の業務は、法、これに基づく命令及び告示並びにこれらに係る技術的助言によるほか、この規程に基づき、公正かつ適確に実施するものとする。

### (判定の業務を行う時間及び休日)

第3条 判定の業務を行う時間は、次項に定める休日を除き、午前9時00分から午後5時00分までとする。

2 判定の業務の休日は、次に掲げる日とする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日（振替休日を含む。）及び国民の休日
- (3) 年末年始（12月29日から翌年の1月4日まで）
- (4) 盆休み（8月13日から15日まで）
- (5) その他この法人が定めた日

3 判定の業務を行う時間及びその休日については、緊急を要する場合その他正当な事由がある場合又は事前に提出者又は申請者（以下「提出者等」という。）との間において判定の業務を行う日時の調整が図られている場合は、前2項の規定によらないことができる。

### (事務所の所在地)

第4条 判定の業務を行う主たる事務所（以下「本所」という。）の所在地は、大阪府大阪府中央区谷町三丁目1番17号とする。

2 岸和田支所の所在地は、大阪府岸和田市宮本町27番1号とする。

3 八尾支所の所在地は、大阪府八尾市本町一丁目4番1号とする。

4 堺支所の所在地は、大阪府堺市堺区新町3番7号とする。

(判定の業務を行う区域)

第5条 判定の業務を行う区域は大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、奈良県及び和歌山県の全域とする。

(判定の業務を行う建築物の区分の範囲)

第6条 この法人は、法第38条第1項第1号イの(1)から(6)までに定める建築物の区分に係る判定の業務を行うものとする。

## 第2章 判定の業務の実施の方法

(建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等)

第7条 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出（建築物エネルギー消費性能確保計画を通知する場合を含む。以下同じ。）しようとする者は、この法人に対し、施行規則第1条第1項に規定する書類を提出しなければならないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を提出しようとする者は、この法人に対し、施行規則第2条第1項に規定する書類を提出しなければならないものとする。

3 軽微変更該当証明書の交付を求めようとする者は、この法人に対し、別記様式第1による軽微変更該当証明申請書の正本及び副本に、それぞれの内容を確認するために必要な書類を添えたものを提出しなければならないものとする。

4 登録建築物エネルギー消費性能判定機関であつて登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下同じ。）であるものに対し、法第11条第1項に規定する特定建築行為（住宅の新築に限る。以下この項及び次項において同じ。）に係る住宅について設計住宅性能評価（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成11年建設省令第20号）第3条第1項に規定する変更設計住宅性能評価（次項において「変更設計住宅性能評価」という。）を除く。）の申請又は確認（同令第7条の2第1項に規定する変更確認（次項において「変更確認」という。）を除く。）の求めをした場合（当該住宅の設計者の氏名の記載がある設計評価申請添付図書（同令第3条第1項に規定する設計評価申請添付図書をいう。以下この項及び次項において同じ。）又は確認申請添付図書（同令第7条の2第1項に規定する確認申請書の添付図書をいう。以下この項及び次項において同じ。）を提出した場合に限る。）において、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関に当該特定建築行為に係る建築物エネルギー確保計画を提出するときは、第1項の規定にかか

ならず、施行規則第3条第1項の表の各項に掲げる図書を同項の計画書に添えることを要しない。この場合において、当該登録住宅性能評価機関に提出した当該設計評価申請添付図書又は当該確認申請添付図書のうち建築物のエネルギー消費性能に係るものは、当該計画書の添付図書とみなす。

- 5 登録建築物エネルギー消費性能判定機関であつて登録住宅性能評価機関であるもの（前項の規定により提出した建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る直前の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けたものに限る。）に対し、特定建築行為に係る住宅について変更設計住宅性能評価の申請又は変更確認の求めをした場合（当該住宅の設計者の氏名の記載がある設計評価申請添付図書又は確認申請添付図書を提出した場合に限る。）において、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関に当該特定建築行為に係る変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を提出するときは、第2項の規定にかかわらず、施行規則第3条第1項の表の各項に掲げる図書（変更に係る部分に限る。）を同項の計画書に添えることを要しない。この場合において、当該登録住宅性能評価機関に提出した当該設計評価申請添付図書又は当該確認申請添付図書のうち建築物のエネルギー消費性能に係るものは、当該計画書の添付図書とみなす。
- 6 前5項の規定により提出、通知又は申請される書類（以下「提出書類等」という。）を受けるに当たり、あらかじめ提出者等と協議して定めるところにより、電子情報処理組織（この法人の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と提出者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）の使用又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）によることができる。

（建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の引受け及び契約）

第8条 この法人は、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出又は軽微変更該当証明申請（以下「建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等」という。）があつたときは、次の事項を審査し、これを引き受ける。

- （1）提出された建築物エネルギー消費性能確保計画又は軽微変更該当証明申請のあつた計画の変更（以下「提出された建築物エネルギー消費性能確保計画等」という。）が特定建築行為に係るものであること。
  - （2）提出された建築物エネルギー消費性能確保計画等に係る建築物が、第6条に定める判定の業務を行う範囲に該当するものであること。
  - （3）提出書類等に形式上の不備がないこと。
  - （4）提出書類等に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
  - （5）提出書類等に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。
- 2 この法人は、前項の審査により同項各号に該当しないと認める場合においては、その返

却又は補正を求めるものとする。

3 提出者等が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、引き受けできない理由を説明し、提出者等に提出書類等を返還する。

4 第1項の規定により建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を引き受けた場合には、この法人は、提出者等と判定に係る契約を締結するものとする。

5 前項の契約に用いる書面には、少なくとも次に掲げる事項について、明記するものとする。

(1) 提出者等の協力義務に関する事項のうち、提出者等は、この法人の求めに応じ、判定のために必要な情報を財団に提供しなければならないこと。

(2) 判定料金（証明料金を含む。以下同じ。）に関する事項のうち、次に掲げるもの。

(a) 判定料金の額に関すること。

(b) 判定料金の納入期日に関すること。

(c) 判定料金の納入方法に関すること。

(3) 判定の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの

(a) 適合判定通知書又は軽微変更該当証明書（以下この条において「適合判定通知書等」という。）を交付し、又は適合判定通知書等を交付できない旨を通知する期日（以下この項において「業務期日」という。）に関すること。

(b) 提出者等の非協力、第三者の妨害、天災その他のこの法人に帰することのできない事由により業務期日が遅延する場合には、提出者等と協議の上、業務期日を変更できること。

(4) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの。

(a) 適合判定通知書等の交付前までに提出者等の都合により建築物エネルギー消費性能確保計画を変更する場合においては、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を取り下げ、別件として再度提出等を行わなければならないものとし、この場合においては、元の判定に係る契約は解除されること。

(b) 提出者等は、適合判定通知書等が交付されるまで、この法人に書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。

(c) 提出者等は、この法人が行うべき判定の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他のこの法人に帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った判定料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。

(d) この法人は、提出者等の必要な協力が得られないこと、判定料金が納入期日までに支払われないことその他の提出者等に帰すべき事由が生じた場合においては、提出者等に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。

(e) (d) の規定により契約を解除した場合においては、一定額の判定料金の支払い

を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。

(5) この法人が負う責任に関する事由のうち、次に掲げるもの。

- (a) 当該契約が、提出された建築物エネルギー消費性能確保計画等に係る建築物が建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。）その他の法令に適合することについて保証するものではないこと。
- (b) 当該契約が、提出された建築物エネルギー消費性能確保計画等に係る建築物に瑕疵がないことについて保証するものではないこと。
- (c) 提出書類等に虚偽があったことが適合判定通知書等交付後に発覚した場合、当該判定の結果について責任を負わないこと。

(判定の実施方法)

第 9 条 この法人は、法、これに基づく命令及び告示並びに判定マニュアルに従い、判定を法第 42 条に規定する適合性判定員に実施させる。

- 2 判定の業務に従事する職員のうち適合性判定員以外の者（以下「適合性判定補助員」という。）は、適合性判定員の指示に従い、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の受付、建築物エネルギー消費性能確保計画の内容の予備審査その他の補助的な業務を行う。
- 3 適合性判定員は、判定のために必要と認める場合においては、提出者、申請者又は設計者に対し、必要な図書の閲覧又は提出を求める。
- 4 この法人は、提出図書等の記載内容に虚偽があると認められた場合、判定を行えない旨及びその理由を提出者等に通知する。

(建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の取下げ)

第 10 条 提出者等は、適合判定通知書等の交付前に建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を取り下げる場合においては、その旨を記載した取下げ届出書を財団に提出する。

- 2 前項の場合においては、この法人は、判定の業務を中止し、提出書類等を提出者等に返却する。

(適合判定通知書の交付等)

第 11 条 この法人は、提出を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することを判定したときにあつては、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた日から 14 日以内に、適合判定通知書を提出者に交付する。

- 2 この法人は、提出を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合しないことを判定したときにあつては適合しない旨の通知書を、建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができないときにあつては適合するかどうか決定できない旨の通知書を、建築物エネルギー消費性能確保計画の

提出を受けた日から 14 日以内に、提出者にそれぞれ交付する。

- 3 この法人は、前 2 項の規定にかかわらず、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた日から 14 日以内に当該提出者に適合判定通知書を交付することができない次に掲げる合理的な理由があるときは、28 日の範囲内において、その期間を延長することができる。この場合においては、その旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書を建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた日から 14 日以内に提出者に交付する。

(1) 提出書類に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。

(2) 判定に必要な提出者の協力が得られなかったことその他のこの法人の責めに帰すことのできない事由により、判定を行えなかったとき。

(3) 判定料金が納入期日までに納入されていないとき。

(4) 建築物の規模・用途や設計上の特徴その他の判定結果を確定するために時間を要するやむを得ない事情があるとき。

- 4 この法人は、軽微変更該当証明申請のあった計画の変更が施行規則第 5 条（同令第 9 条第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する軽微な変更（以下単に「軽微な変更」という。）に該当することを確認したときにあつては、速やかに別記様式第 2 による軽微変更該当証明書を交付する。

- 5 この法人は、軽微変更該当証明申請のあった計画の変更が軽微な変更該当しないことを確認したときにあつては別記様式第 3 による軽微な変更該当しない旨の通知書を、軽微な変更該当するかどうかを決定することができないときにあつては別記様式第 4 による軽微な変更該当するかどうか決定できない旨の通知書を、申請者にそれぞれ交付する。

- 6 適合判定通知書の交付番号は別表 1 に、軽微変更該当証明書の交付番号は別表 2 に定める方法に従う。

- 7 適合判定通知書、第 2 項若しくは第 3 項の通知書又は軽微変更該当証明書若しくは第 5 項の通知書（以下「適合判定通知書等」という。）の交付については、あらかじめ提出者等と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

### 第 3 章 適合性判定員等

（適合性判定員の選任）

- 第 12 条 この法人の理事長（以下単に「理事長」という。）は、判定の業務を実施させるため、施行規則第 36 条に定める要件を満たす者のうちから、適合性判定員を選任するものとする。



- 2 適合性判定員は、職員から選任するほか、職員以外の者に委嘱して選任することができるものとする。
- 3 適合性判定員の数は、法第 38 条第 1 項第 1 号に定める数以上となるように毎年度見直しを行うものとする。

#### (適合性判定員の解任)

第 13 条 理事長は、適合性判定員が次のいずれかに該当するときは、その適合性判定員を解任するものとする。

- (1) 業務違反その他適合性判定員としてふさわしくない行為があったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認めるとき。

#### (適合性判定員の配置)

第 14 条 判定の業務を実施するため、適合性判定員を本所に 2 人以上、第 4 条に定める支所に 1 人以上配置する。

- 2 前項の適合性判定員は、公正かつ適確に判定の業務を行わなければならない。
- 3 一の支所の適合性判定員が病気等の事情により、判定の業務を実施できない場合にあっては、本所又は当該支所以外の支所の適合性判定員が臨時に判定の業務を行う。この場合において、緊急のとき等にあつては、本所又は当該支所以外の支所において当該判定の業務を行う。
- 4 この法人は、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出件数が一時的に増加することその他の判定の業務を適切に実施することが困難となった場合にあっては、速やかに、新たな適合性判定員を選任することその他の適切な措置を講ずる。

#### (適合性判定員の教育)

第 15 条 適合性判定員の資質の維持向上を図るため、適合性判定員に対し、年 1 回以上、この法人の行う判定の業務に関する研修を受講させるものとする。

#### (判定の業務の実施及び管理の体制)

第 16 条 判定の業務に従事する職員を、第 14 条第 1 項の規定により配置された適合性判定員を含め、本所に 4 人以上、第 4 条に定める支所に 1 人以上配置する。

- 2 この法人は、法第 38 条第 1 項第 3 号に規定する専任の管理者に管理評価部長を任命する。
- 3 専任の管理者は、判定の業務を統括し、判定の業務の適正な実施のため、必要かつ十分な措置を講ずるものとし、全ての適合判定通知書等の交付について責任を有するものとする。

(秘密保持義務)

第 17 条 この法人の役員及びその職員（適合性判定員を含む。）並びにこれらの者であった者は、判定の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

## 第 4 章 判定料金等

(判定料金の納入)

第 18 条 提出者等は、別表 3 又は別表 5 に定める判定料金を、銀行振込により納入する。

ただし、やむを得ない事由がある場合は、別の納入方法によることができる。

2 前項の納入に要する費用は提出者等の負担とする。

3 この法人と申請者は、別途協議により、一括納入その他別の納入方法をとることができるものとする。

(判定料金を減額するための要件)

第 19 条 判定料金は、次に掲げる場合に減額することができるものとする。減額については、別途定めることとする。

(1) 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出とともに、建築基準法第 6 条の 2 第 1 項の確認の申請を又は同法第 18 条第 4 項の通知を行うとき。

(2) 第 7 条第 4 項又は第 5 項に基づき、登録建築物エネルギー消費性能判定機関であって登録住宅性能評価機関であるものに対し、設計住宅性能評価の申請若しくは確認の求めをする又は変更設計住宅性能評価の申請若しくは変更確認の求めをするとき。

(判定料金を増額するための要件)

第 20 条 判定料金は、複合建築物その他の判定の業務に要する時間が想定している時間を超えるものとしてこの法人が判断した場合、増額することができるものとする。

(判定料金の返還)

第 21 条 納入した判定料金は、返還しない。ただし、この法人の責めに帰すべき事由により判定の業務が実施できなかった場合には、この限りではない。

## 第 5 章 雑則

(登録の区域等の掲示等)

第 22 条 この法人は、登録の区域その他の事項を、判定の業務を行うすべての事務所において公衆に見やすいように掲示するとともに、インターネット上に開設したこの法人の

ホームページ (<https://www.okbc.or.jp>) において公表するものとする。

(判定業務規程の公開)

第 23 条 この法人は、この規程を判定の業務を行うすべての事務所で業務時間内に公衆の閲覧に供するとともに、前条に規定するホームページにおいて公表するものとする。

(財務諸表等の備付け)

第 24 条 この法人は、毎事業年度経過後 3 月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び次条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条において「財務諸表等」という。）を作成し、5 年間事務所に備えて置くものとする。

(財務諸表等に係る閲覧等の請求)

第 25 条 利害関係人は、この法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第 2 号又は第 4 号の請求をするには、1 枚につき 55 円（税込）を支払わなければならないものとする。

- (1) 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- (2) 前号の書面の謄本又は抄本の請求

- (3) 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

- (4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって次に掲げるもののうち、この法人が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

- (a) この法人の使用に係る電子計算機と法第 46 条第 2 項第 4 号に掲げる請求をした者（以下この条において「請求者」という。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回路を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

- (b) 磁気ディスクをもって調製するファイルに情報を記録したものを請求者に交付する方法

- (c) (a) 及び (b) に掲げる方法は、請求者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものとする。

(帳簿及び書類の保存期間)

第 26 条 帳簿及び書類の保存期間は、次に掲げる文書の種類に応じ、それぞれに掲げるものとする。

- (1) 法第 47 条第 1 項の帳簿 建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務の全部を廃止するまで
- (2) 提出書類等、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る契約書その他建築物エネルギー消費性能適合性判定に要した書類 15 年間

(帳簿及び書類の保存及び管理の方法)

第 27 条 前条各号に掲げる帳簿及び書類の保存は、建築物エネルギー消費性能適合性判定中であつては特に必要がある場合を除き事務所内において、建築物エネルギー消費性能適合性判定終了後であつては施錠できる室、ロッカーその他の秘密が漏れることのない確実な方法で行う。

- 2 前項の保存は、当該帳簿及び書類を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示することができるようにして、これを行うことができる。

(軽微変更該当証明に係る帳簿の備付け等)

第 28 条 この法人は、法第 47 条第 1 項の帳簿に準じて軽微変更該当証明に係る帳簿を備え付け、これを保存するものとする。

- 2 この法人は、法第 47 条第 2 項の書類に準じて第 7 条第 3 項の申請書類、軽微変更該当証明に係る契約書その他証明に要した書類を保存するものとする。
- 3 第 1 項の帳簿及び第 2 項の書類の保存期間は第 26 条に、当該帳簿及び書類の保存及び管理の方法は第 27 条に、それぞれ準ずるものとする。

(電子情報処理組織にかかる情報の保護)

第 29 条 この法人は、電子情報処理組織による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の受付及び適合判定通知書等その他の図書の交付を行う場合においては、情報の保護に係る措置について別に定めるものとする。

(判定の業務に関する公正の確保)

第 30 条 理事長、役員又は職員（適合性判定員を含む。）が、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を自ら行った場合又は代理人として建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を行った場合は当該建築物に係る判定を行わないものとする。

- 2 この法人の役員又は職員（適合性判定員を含む。）が、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等に係る建築物について次のいずれかに該当する業務を行った場合は当該建築物に係る判定を行わないものとする。

- (1) 設計に関する業務
  - (2) 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務
  - (3) 建設工事に関する業務
  - (4) 工事監理に関する業務
- 3 この法人の役員又は職員（適合性判定員を含む。）で、この法人以外に所属する法人の役員又は職員である者（過去2年間に所属していた法人の役員又は職員であった者を含む。）が、次のいずれかに該当する業務を行った場合、当該役員又は職員（適合性判定員を含む。）は当該建築物に係る判定を行わないものとする。
- (1) この法人に対する建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を自ら行った場合又は代理人として建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を行った場合
  - (2) この法人に対する建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等に係る建築物について前項各号に掲げる業務を行った場合
- 4 前3項までに掲げる場合に準ずる場合であつて、判定の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる場合は当該建築物に係る判定を行わないものとする。
- 5 適合性判定員又はこの法人の役員若しくは職員以外の者は、判定の業務に従事してはならない。

（損害賠償保険への加入）

第31条 この法人は、判定の業務に関して支払うことのある損害賠償のため保険契約（てん補限度額が年間3千万円以上であるもの及び地震その他の自然変象によって明らかとなった瑕疵についての補償が免責事項となっていないもの。）を締結するものとする。

（事前相談）

第32条 提出者等は、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等に先立ち、この法人に相談をすることができる。この場合において、この法人は、誠実かつ公正に対応するものとする。

（附 則）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

（附 則）

この規程は、平成30年7月1日から施行する。

（附 則）

この規程は、令和元年9月1日から施行する。

（附 則）

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

(附 則)

この規程は、令和３年９月１日から施行する。

(附 則)

この規程は、令和５年３月１日から施行する。

(附 則)

この規程は、令和６年１月５日から施行する。

(附 則)

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

(附 則)

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

(附 則)

この規程は、令和８年４月１日から施行する。

別表 1

適合判定通知書の交付番号は、16桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

○○○-○○-○○○○-○-○-○○○○○

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1～3桁目   | 登録建築物エネルギー消費性能判定機関番号（「○○○」）                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 4～5桁目   | 登録建築物エネルギー消費性能判定機関の事務所毎に付する番号                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 6～9桁目   | 西暦(年度)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 10桁目    | 1：新築<br>2：増築・改築                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 11桁目    | 1：床面積の合計が 300 m <sup>2</sup> 未満<br>2：床面積の合計が 300 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満<br>3：床面積の合計が 1,000 m <sup>2</sup> 以上 2,000 m <sup>2</sup> 未満<br>4：床面積の合計が 2,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満<br>5：床面積の合計が 10,000 m <sup>2</sup> 以上 50,000 m <sup>2</sup> 未満<br>6：床面積の合計が 50,000 m <sup>2</sup> 以上 |
| 12～16桁目 | 通し番号（6～9桁目の数字の並びの別に応じ、00001 から順に付するものとする。）                                                                                                                                                                                                                                                                                 |

別表 2

軽微変更該当証明書の交付番号は、16桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

○○○-○○-○○○○-○-○-○○○○○

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1～3桁目   | 登録建築物エネルギー消費性能判定機関番号（「○○○」）                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 4～5桁目   | 登録建築物エネルギー消費性能判定機関の事務所毎に付する番号                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 6～9桁目   | 西暦(年度)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 10桁目    | 1：新築<br>2：増築・改築                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 11桁目    | 1：床面積の合計が 300 m <sup>2</sup> 未満<br>2：床面積の合計が 300 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満<br>3：床面積の合計が 1,000 m <sup>2</sup> 以上 2,000 m <sup>2</sup> 未満<br>4：床面積の合計が 2,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満<br>5：床面積の合計が 10,000 m <sup>2</sup> 以上 50,000 m <sup>2</sup> 未満<br>6：床面積の合計が 50,000 m <sup>2</sup> 以上 |
| 12～16桁目 | 通し番号（6～9桁目の数字の並びの別に応じ、00001 から順に付するものとする。）                                                                                                                                                                                                                                                                                 |



別表 3

## 【非住宅に係る料金】

(税込、単位：円)

| 判定対象床面積<br>の合計                                        | 建築物の用途区分・評価方法   |         |                 |         |
|-------------------------------------------------------|-----------------|---------|-----------------|---------|
|                                                       | 区分 A            |         | 区分 B            |         |
|                                                       | 標準入力法<br>主要室入力法 | モデル建物法  | 標準入力法<br>主要室入力法 | モデル建物法  |
| ～300 m <sup>2</sup> 未満                                | 198,000         | 88,000  | 110,000         | 44,000  |
| 300 m <sup>2</sup> 以上<br>～1,000 m <sup>2</sup> 未満     | 242,000         | 121,000 | 143,000         | 66,000  |
| 1,000 m <sup>2</sup> 以上<br>～2,000 m <sup>2</sup> 未満   | 302,500         | 159,500 | 187,000         | 82,500  |
| 2,000 m <sup>2</sup> 以上<br>～5,000 m <sup>2</sup> 未満   | 363,000         | 198,000 | 231,000         | 99,000  |
| 5,000 m <sup>2</sup> 以上<br>～10,000 m <sup>2</sup> 未満  | 495,000         | 242,000 | 308,000         | 132,000 |
| 10,000 m <sup>2</sup> 以上<br>～25,000 m <sup>2</sup> 未満 | 605,000         | 374,000 | 407,000         | 176,000 |
| 25,000 m <sup>2</sup> 以上                              | 別途見積            | 別途見積    | 別途見積            | 別途見積    |

(1) 建築物の用途区分欄における区分 A 及び区分 B は別表 4 による。ただし、一つの棟に複数の用途がある場合は、以下のとおりとする。

(a) 一つでも区分 A の用途を含む場合は区分 A を適用

(b) 区分 B の用途のみの場合は区分 B を適用

(2) 増改築の場合は、当該増築又は改築する建築物の部分の床面積と区分を採用する。

(3) 変更申請等については、以下とする。

(a) 初回の申請が次のいずれかに該当する場合の判定料金は 44,000 円（税込）とする。

イ 建築物の全てが計算対象外の室のみで構成されている場合

ロ モデル建物法で計算を行うもので対象となる室が無い場合

ハ 計算対象となる室がある場合で計算対象となる設備が設置されていない場合、又は計算の省略ができる設備のみが設置されている場合

(b) 判定通知書（軽微変更該当証明書を含む。）の交付を受けた建築物の計画を変更して変更計画をする場合の料金は、別表 3 の判定料金に 0.6 を乗じた額とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、新規に提出があったものとして取り扱いする。

イ 直前の判定通知書又は軽微変更該当証明書を所管行政庁又は他の登録建築物エネルギー消費性能判定機関で交付している場合

ロ 当初の評価方法から他の評価方法に変更する場合

ハ 区分Bの用途のみから区分Aの用途を含む用途に変更する場合

ニ 当初 (a) を適用したもので、計画の変更により計算が必要となる場合

(c) 判定通知書（軽微変更該当証明書を含む。）の交付を受けた建築物の計画を変更して軽微変更該当証明が必要な場合の料金は、別表3の判定料金に 0.5 を乗じた額とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、新規に提出があったものとして取り扱う。

イ 直前の判定通知書又は軽微変更該当証明書を所管行政庁又は他の登録建築物エネルギー消費性能判定機関で交付している場合

ロ 当初 (a) を適用したもので、計画の変更により計算が必要となる場合

(4) 建築確認申請が他機関の場合は、別表3に定める判定料金に 1.5 を乗じた額とする。

(5) 適合判定通知書及び軽微変更該当証明書の再交付については、再交付を行う書類一通につき、5,500 円（税込）とする。ただし、やむを得ない事由により、記載事項（計算に影響のない範囲に限る。）を修正して再交付を行う場合においては、書類一通につき 11,000 円（税込）とする。

別表 4

## 【建築物の用途区分】

| 区分   | 確認申請書第四面に記載される用途                          | 用途区分コード |
|------|-------------------------------------------|---------|
| 区分 A | 区分 B 以外の用途及びこれらを含む複数用途                    |         |
| 区分 B | 公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家                     | 08310   |
|      | 建築基準法施行令第 130 条の 4 第 5 号に基づき国土交通大臣が指定する施設 | 08320   |
|      | 工場（自動車修理工場を除く。）                           | 08340   |
|      | 自動車修理工場                                   | 08350   |
|      | 危険物の貯蔵又は処理に供するもの                          | 08360   |
|      | 畜舎                                        | 08420   |
|      | 堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場                       | 08430   |
|      | 自動車車庫                                     | 08490   |
|      | 自転車駐車場                                    | 08500   |
|      | 倉庫業を営む倉庫                                  | 08510   |
|      | 倉庫業を営まない倉庫                                | 08520   |
|      | 卸売市場                                      | 08610   |
|      | 火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設              | 08620   |
|      | 農作物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの                    | 08630   |
|      | 農業の生産資材の貯蔵に供するもの                          | 08640   |

(1) 上記表には、状況により適用が除外される用途も含まれる。

(2) 確認申請書第四面に記載される用途が「その他 08990」の場合は、モデル建物法を適用する場合に利用するモデルに応じて、次のとおり区分を適用する。

| 区分   | モデル建物法を適用する場合に利用するモデル |
|------|-----------------------|
| 区分 A | 工場モデル以外               |
| 区分 B | 工場モデル                 |

別表 5

## 【住宅に係る料金】

(税込、単位：円)

| 建築物の種類                        | 単独申請                                                                                             | 併願申請（コース 2）                                                                                     |
|-------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一戸建ての住宅又は併用住宅<br>の住宅部分        | 36,300                                                                                           | 11,000                                                                                          |
| 共同住宅等（共同住宅・長屋・<br>複合建築物の住宅部分） | 基本料金＋戸あたり料金×<br>対象住戸数＋共用部料金<br>基本料金       ： 132,000<br>戸あたり料金   ：   3,300<br>共用部料金     ： 132,000 | 基本料金＋戸あたり料金×<br>対象住戸数＋共用部料金<br>基本料金       ： 11,000<br>戸あたり料金   ：   1,100<br>共用部料金     ： 132,000 |

- (1) 一戸建ての住宅又は併用住宅の住宅部分の構造が木造以外の場合は、22,000 円（税込）を加算する。
- (2) 併願申請（コース 2）とは、この法人が交付する次に掲げるいずれかの書類を活用し、当該内容から変更がなく住宅部分に係る審査を省略できる場合をいう。
- (a) 設計住宅性能評価書（省エネ基準に適合しているもの）
- (b) 長期使用構造等である旨の確認書
- (3) 寄宿舍又は下宿は、共同住宅等の料金を適用し、戸あたりの算出は、3 寝室を 1 戸（切り上げた整数とする）とする。
- (4) 変更申請等については、以下とする。
- (a) 判定通知書（軽微変更該当証明書を含む。）の交付を受けた建築物の計画を変更して変更計画をする場合に必要な場合の料金は、別表 5 の判定料金の単独申請に 0.6 を乗じた額とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、新規に提出があったものとして取り扱いする。
- イ 直前の判定通知書又は軽微変更該当証明書を所管行政庁又は他の登録建築物エネルギー消費性能判定機関で交付している場合
- ロ 当初の評価方法から他の評価方法に変更する場合
- ハ 非住宅部分のみの適合判定通知書を受けた複合建築物について、住宅部分を含めた判定を要することになった場合
- ニ 当初（6）が適用された申請について、その後、本業務において省エネ計算の審査を行うことが必要となる場合
- (b) 判定通知書（軽微変更該当証明書を含む。）の交付を受けた建築物の計画を変更して軽微変更該当証明が必要な場合の料金は、別表 5 の判定料金の単独申請に 0.5 を乗じた額とする。ただし、直前の判定通知書又は軽微変更該当証明書を所管行政庁又

は他の登録建築物エネルギー消費性能判定機関で交付している場合は、新規に提出があったものとして取り扱いする。

- (5) 建築確認申請が他機関の場合は、別表 5 に定める判定料金に 1.5 を乗じた額とする。
- (6) 共同住宅等の共用部の増築又は改築で当該部分の計算を省略する等、計算の対象とすべき部分がない場合は、44,000 円（税込）とする。
- (7) 適合判定通知書及び軽微変更該当証明書の再交付については、再交付を行う書類一通につき、5,500 円（税込）とする。ただし、やむを得ない事由により、記載事項（計算に影響のない範囲に限る。）を修正して再交付を行う場合においては、書類一通につき 11,000 円（税込）とする。
- (8) 複合建築物に係る判定料金については以下のとおりとする。
  - (a) 複合建築物に係る料金は、非住宅部分については別表 3、住宅部分については別表 5 より算定された料金の合計とする。
  - (b) 計画変更及び軽微変更該当証明申請において非住宅と住宅部分のいずれか一方の変更である場合は、変更があった部分に係る変更料金を適用する。
  - (c) 非住宅部分の別表 3 の（3）（a）ハに該当する場合は、料金を加算しない。